

商品開発支援実施業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、静岡県中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下、「中部5市2町」という。）の事業者の販路拡大のため、顧客ニーズ等の情報収集を行うとともに、それらの情報を活かした商品開発につながるアドバイス等により、事業者の魅力を高める商品づくりを支援し、マーケティングを意識した商品開発力を向上することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度 経商産振委第9号 商品開発支援実施業務

(2) 業務内容 別紙「商品開発支援実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月12日まで

(4) 提案上限金額 **13,430,000円**（消費税額及び地方消費税額 **10%を含む**）

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法 業務完了後の一括払い

(6) その他

① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めません。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とします。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 静岡県内に本社があること。
- (6) 自社での十分なマーケティング調査経験を有していること。
- (7) 自社での十分な商品開発支援実績を有していること。
- (8) 仕様書に記載された業務を確実に実施できる者であること。

4 審査スケジュール（例）

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年3月27日（金）17時まで	質問書【様式5】に記載し提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。 ※詳細は「5」記載のとおり
質問に対する回答	令和8年4月3日（金）中	静岡市ホームページで公開します。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和8年4月10日（金）17時まで（必着）	提出フォームから提出してください。 ※詳細は「6」記載のとおり
書類選考（1次選考）	令和8年4月13日（月）から令和8年4月15日（水）まで	書類選考により4者程度を審査します。応募者が5者に満たない場合は書類選考を行いません。
書類選考（1次選考）審査結果通知	令和8年4月16日（木）中	書類選考で審査した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。
プレゼンテーション（2次選考）	令和8年4月21日（火）	※詳細は「9」記載のとおり
最終審査結果の通知	令和8年4月24日（金）以	プレゼンテーション（2次

	降	選考) の参加者全てに通知 します。
契約候補者とならない者が 説明を求めたときの説明要 求期限	令和8年5月1日(金)17時 まで	
説明要求に対する回答	令和8年5月11日(月)17 時まで	

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5 質問受付方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、以下URLより提出することし、電話及びファックスでの提出は受け付けません。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/1485340>

6 提出書類等

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)

②会社概要書【様式2】(1部)

③類似事業実績報告書【様式3】(1部)

※ 過去に行った類似業務の事例について記載すること。

④暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】(1部)

⑤商業登記簿謄本(直近3か月以内のもの)(1部) ※コピー可

⑥貸借対照表、損益計算書(直近1年分)(1部) ※コピー可

⑦納税証明書(直近3か月以内のもの)

国税: 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

市税: 静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

⑧企画提案書【様式は任意】(1部)

⑨見積書【様式は任意】(1部)

提案金額は 13,430,000円(税込) を超えないこと

(2) 提出方法

上記(1)①~⑨の提出書類については、以下URLより提出してください。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/1485288>

7 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式

- ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ② 企画提案書のページ数に制限はありませんが、15分以内で説明できる内容としてください。

(2) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要なと考える取組や手法等を具体的に記載してください。

なお、記載に当たっては、「商品開発支援実施業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載してください。

(3) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載してください。
- ② 企画提案書の提出は、1社につき1提案とします。

8 書類選考（1次選考）

(1) 実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、4者程度を審査します。
- ② 企画提案審査基準（別紙1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。
- ③ 応募者が5者に満たない場合は、書類選考を行いません。

(2) 書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

9 プレゼンテーション（2次選考）

(1) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備：3分
 - イ 説明：15分
 - ウ 質疑応答：10分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行ってください。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。モニター（端子はHDMI）は事務局が用意します。
- ⑤ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

(2) 評価者

本市が設置する食品関連海外展開支援実施業務審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して採点し、各審査員の評価点の合計が最も高い者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(4) 要求水準を満たさない場合

提案者が1者の場合、評価点の合計が満点の7割を下回った際は候補者の特定をしません。

(5) 審査結果

①審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知します。

②審査結果の公表

提案者名及び審査結果については、公開することができることとします。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) プレゼンテーションの集合時間に集合しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

11 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行います。

12 その他

- (1) 提出書類等は返却しません。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競

争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

13 事務局（問合せ先）

〒424-8701

静岡県清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

静岡県経済局商工部産業振興課 経営支援係 担当者：大石

電話：054-354-2346

メール：sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

商品開発支援実施業務 審査基準

提案（評価）項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点1	①実施体制について	事業者募集から販売戦略策定まで一貫して実施できるか。	5点	×1	5点
	②実績について	マーケティングの目線での商品開発支援の十分な実績を持っているか。	5点	×1	5点
視点2	③事業コンセプトについて	事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5点	×1	5点
視点3	④顧客調査について	商品開発に活用できる顧客調査を実施できるか。	5点	×1	5点
	⑤マーケティング講座・ワークショップ実施について	マーケティング講座で扱う内容は、事業参加に必要な基礎知識やトレンドを押さえているか。顧客調査結果を活用し、実践的なワークショップを実施できるか。	5点	×1	5点
	⑥商品開発伴走支援について	参加事業者が商品開発を円滑に進めることができる支援内容であるか。	5点	×2	10点
	⑦モニター調査及びテストマーケティングについて	本事業に適した店舗を選定できるか。モニター調査及びテストマーケティングは、その後の商品改良及び販売戦略策定に活用できる内容か。	5点	×2	10点
	⑧販売戦略策定について	具体的で実行可能な戦略を作ることができるか。	5点	×1	5点
合計					50点